

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月から52年12月まで
② 昭和53年10月

私の国民年金保険料は、昭和51年3月に結婚するまでは母が納付し、結婚後は妻が自身の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間は、妻が保険料を納付済みであるのに、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、結婚後、申立人の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたとするその妻は、結婚前の昭和50年11月にA市において国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間①のうち、結婚後の期間については、3か月単位で遅滞なく保険料を現年度納付していることが、申立人から提出のあったその妻の領収証書により確認できる一方、申立人が所持する自身の国民年金手帳を見ると、申立期間①後の53年3月15日にB市で発行されていることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の払出時期とも符合していることから、この頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した50年3月29日まで遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録等により確認できる。この場合、申立期間①は、当該加入手続が行われるまで、記録の上では国民年金の未加入期間であり、申立人の保険料について、結婚前にその母親が納付することも、結婚後において申立人の妻が自身の保険料と一緒に現年度納付することもできないものと考えられる。

また、申立人に係る国民年金の加入手続が行われた当時において、申立期間①のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付すること

ができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の保険料は、申立人の妻の保険料とは別に遡って納付することとなるが、妻は、申立人の保険料は自身の保険料と一緒に納付しており、遡って納付した記憶はないと陳述しているほか、申立人は、保険料の納付に直接関与していない上、その妻が申立人の母親に結婚前の事情について聴取したが、高齢のためよく覚えていないとのことであり、当時の具体的な納付状況を確認することができない。

さらに、申立人の国民年金保険料について、結婚前にその母親が納付し、結婚後に申立人の妻が自身の保険料と一緒に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親又は妻が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、自身及びその妻に係る申立期間①直後の昭和53年1月から同年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間のB市が発行した3か月単位の領収証書を所持しており、その納付日が夫婦で一致していることから、この時点から夫婦一緒に国民年金保険料の納付を開始したものと推認できるところ、申立人の妻の申立期間②における保険料は納付済みであることが妻の特殊台帳等により確認できる。

また、申立人は、納付を開始した昭和53年1月以降60歳期間満了まで、一部時効により納付できなかったとする1か月を除き、未納とされている期間は申立期間②のみであり、申立人の妻についても、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した49年8月以降60歳期間満了まで、納付を要する国民年金被保険者期間において国民年金保険料を全て納付し、申立人の厚生年金保険との切替手続及びこれに伴う妻の第3号被保険者との切替手続を適切に行っていることから、妻の年金制度に対する関心の高さとともに納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②は1か月と短期間であることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年12月まで

私は、昭和42年9月頃、A市で自営業を始め、国民年金保険料は家に来る集金人に納付していた。

しかし、その集金人が何か月分もの国民年金保険料をまとめて集金に来るので、昭和50年頃にA市役所に出向き、毎月集金に来るよう求めたが受け入れられなかったため、職員に今後一切保険料を納付しない旨を伝え、その後は集金人も来なくなり、保険料を納付していない。

私は、それ以前の申立期間の国民年金保険料を全て納付したとは言わないが、何度か納付した記憶があるので、納付記録がないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料を、同一日に一括して過年度納付していることが確認できるなど、結婚後の41年4月以降の納付状況が一致していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認される。ところ、申立期間のうち、申立人の元妻の45年4月から同年9月までの期間における保険料は納付済みであり、当時、家に来ていた集金人が、元妻の保険料のみを徴収し、申立人の保険料を徴収しないことは考え難い。

また、結婚後の昭和41年4月から申立期間直前までの期間は、申立人及びその元妻共に国民年金保険料を完納している上、この直後である45年4月から同年9月までの期間については、6か月間と短期間であることなどを踏まえると、申立人の元妻の分と一緒に保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和45年10月以降の国民年金保険料については、申立人の元妻も同様に未納となっていることがオンライン記録により確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、その半年後の46年4月に、申立人及びその元妻に係る被保険者管理をA市役所から社会保険事務所(当時)へ移管したことを示す「不在確認年月日 46.4」等の記載が確認できる。この場合、同市が昭和46年度以降、保険料徴収を停止するため、不在被保険者として社会保険事務所管理とし、同市の集金人が申立人の家に保険料を集金に訪れることがなくなると考えられ、オンライン記録の納付状況と符合することから、申立人が同市役所に出向き、今後一切保険料を納付しない旨を伝えたとする時期は、この頃であった可能性が高い上、その時期が申立期間の終わる50年頃であるとする申立ての根拠について、申立人からは明確な陳述を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を全て納付したとは言わないが、何度か納付した記憶があるとしていることから、納付済期間を具体的に特定することができないほか、申立期間のうち、昭和45年10月以降の期間は5年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人及びその元妻の納付記録が同時に欠落することは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和45年10月以降の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月

私は、昭和45年8月に会社を退職し、同じ頃にA市B区から同市C区に転居した。その後、同区役所で国民年金の加入手続を行ったことを記憶している。その際、区役所の場所がよく分からなかったため、同居していた姉夫婦に車で送ってもらったことが印象に残っている。

国民年金保険料については、区役所で納付したような気もするが、昔のことなので納付時期及び納付金額などについては、はっきりとは思い出せない。

しかし、会社を退職後、国民年金の加入手続を行ったことは確かに記憶しており、国民年金保険料を納付するためにわざわざ加入手続を行ったものであり、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずだと思う。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年8月に会社を退職し、C区に転居した頃、姉夫婦に車で送ってもらい、同区役所で国民年金の加入手続を行ったことを確かに記憶している。加入手続は保険料を納付するために行ったので、申立期間の保険料を納付したはずだ。」としているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年9月に払い出されていることが確認でき、申立人の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、申立内容と一致している上、この時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き未納は無く、申立期間の1か月についても国民年金保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和60年7月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月21日から61年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和60年7月21日から勤務しており、健康保険組合の被保険者資格の取得日も同日になっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合の被保険者記録、申立人提出の家計簿及びB社の経理担当者の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社の経理担当者は、「当社では、健康保険と厚生年金保険の資格取得届をC健康保険組合に提出しているので、両保険の資格取得日は同日のはずである。」と陳述しているところ、C健康保険組合は、「申立期間当時、資格取得届は複写式の様式を使用しており、事業主から提出を受けた複写式の様式のうち、『厚生年金保険被保険者資格取得届』及び『厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』は、当健康保険組合から社会保険事務所に送付していた。また、これらの書類が添付されていない場合は、提出書類を事業主に返戻していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 60 年 7 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 61 年 8 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

大阪厚生年金 事案 13085 (事案 8428 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成元年10月から同年12月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から平成2年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額で記録されていることが分かった。

そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、保険料控除額が確認できない等として記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間の給与明細書が見つかったので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間のうち、昭和62年10月については、申立人提出の給与明細書の保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人に係る標準報酬月額と一致する、ii) 申立期間のうち、同年11月から平成元年12月までの期間については、給与明細書等の関連資料が無く、当該期間の保険料控除額及び報酬月額が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として昭和62年11月から平成元年12月までの給与明細書を提出し、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成元年10月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料を保存していないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和62年11月から平成元年9月までの期間については、申立人提出の給与明細書を見ると、その保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人に係る標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和62年10月については、申立人は給与明細書（保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人に係る標準報酬月額と一致する。）を提出しているものの、これは前回提出した給与明細書と同一の物であり、このほかに新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成21年7月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる20年4月から同年6月までは、標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月1日から21年7月1日まで
② 平成21年7月1日から23年4月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用すると解するのが相当であるから、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断する。

したがって、申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間②については、当該期間のうち、平成21年7月1日から同年9

月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、36 万円と記録されている。

しかし、申立人提出の給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 50 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を、平成 21 年 7 月及び同年 8 月は 50 万円に訂正することが必要である。

一方、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は 30 万円、同年 9 月 1 日から 23 年 4 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額は 34 万円と記録されているところ、申立人提出の給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 30 万円、及び 22 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 34 万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 23 条第 1 項による標準報酬月額の改定は、昇給又は降給（固定的賃金の増額又は減額）により現在の等級と比べて 2 等級以上の差を生じた場合に行うこととされており、申立人は、「給与は歩合（『B 収入×支給率－C 費相当額』）で支給され、その他の手当は無かった。」と陳述している上、申立人提出の D 業務報（申立期間のうち、平成 21 年 9 月 1 日から 23 年 4 月 21 日までの期間）を見ると、支給率に変動がないことから判断して、当該期間については、同法第 23 条第 1 項による標準報酬月額の改定の対象とすることはできない。

これらのことから、申立期間②のうち、平成 21 年 9 月 1 日から 23 年 4 月 21 日までの期間について、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

- 3 申立期間①については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の給与明細書を見ると、申立期間のうち、平成 3 年 5 月、同年 6 月、同年 8 月、同年 10 月、4 年 5 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、5 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、6 年 4 月、7 年 10 月、10 年 5 月、同年 8 月から同年 10 月までの期間、11 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 5 月、同年 6 月、同年 9 月、12 年 5 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月、同年 11 月、13 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 5 月から同年 10 月までの期間、14 年 4 月、同年 8 月、18 年 3 月から同年 6 月までの期間、同年

11月から19年12月までの期間、20年2月から同年6月までの期間及び同年8月から21年6月までの期間については、給与明細書から確認又は算定できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額、オンライン記録と一致するか又は同記録より低額であることが推認できる。

また、申立期間のうち、平成2年3月から3年4月までの期間、同年7月、同年9月、同年11月から4年4月までの期間、同年10月、同年12月、7年1月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月、9年1月から10年4月までの期間、同年6月、同年7月、同年11月、同年12月、11年4月、同年7月、同年8月、同年10月から12年4月までの期間、同年9月、同年12月、13年4月、同年11月から14年3月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、同年9月から18年2月までの期間、同年7月から同年10月までの期間、20年1月及び同年7月については、申立人は給与明細書を所持していないが、申立人提出の源泉徴収票（平成9年、10年、15年、18年及び22年）、所得課税証明書（平成12年度から17年度まで）、市民税・県民税（所得・課税）証明書（平成18年度から22年度まで）及び市民税県民税特別徴収税額通知書（平成3年度から5年度まで、8年度、10年度、11年度、13年度、14年度及び18年度）で確認できる社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算定した厚生年金保険料額とおおむね符合する。

さらに、申立期間のうち、平成5年1月、同年5月、同年9月及び6年1月から同年3月までの期間についても、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立人提出のD業務報から5年1月及び同年5月の報酬月額は確認できるものの、保険料控除額を確認することはできない上、事業所も賃金台帳等を保存していないため、当該期間における保険料控除額を確認することができない。また、当該期間については、前後の期間の給与明細書の保険料控除額が同額であることから判断すると、当該期間についても、前後の月と同額の保険料が控除されていたものと推認できるところ、当該保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できる。

加えて、申立期間のうち、平成6年5月から同年12月までの期間及び8年1月から同年12月までの期間についても、申立人は給与明細書を保管しておらず、事業所も賃金台帳等を保存していないため、当該期間における保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年8月31日から同年9月1日までの期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年6月15日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を68万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成16年4月1日から18年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年4月から同年8月までは56万円、同年9月から17年6月までは59万円、同年7月から18年5月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月31日から同年9月1日まで
② 平成15年6月15日
③ 平成16年4月1日から18年6月1日まで

ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。当該期間は、同社から関連会社であるB社に転籍した時期であり、継続して勤務していたので、当該期間も厚

生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、B社で勤務した期間のうち、申立期間②の標準賞与額及び申立期間③の標準報酬月額が、実際に支給された賞与額又は給与支給額より低く記録されていることが分かった。当該期間の賞与支給明細書及び給与支給明細書を提出するので、標準賞与額及び標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（平成7年9月1日にA社から関連会社のB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年7月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないため不明であるが、事業主が資格喪失日を平成7年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人提出の賞与支給明細書から、申立人は、平成15年6月15日に支給された賞与において、68万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、事業主から回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③については、オンライン記録において、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、平成16年4月から同年8月までは56万円、同年9月から17年6月までは59万円、同年7月から18年5月までは62万円と記録されていたところ、同年2月10日付けで、16年4月1日に遡って

20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人提出の給与支給明細書を見ると、申立期間において、月額50万円から62万円までの給与が支給されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間に被保険者記録が有り、申立人と同日に資格を喪失している3人の元従業員は、申立人と同日の平成18年2月10日付けで、B社に係る商業登記で確認できる役員のうち8人は、申立期間中の17年10月11日付けで、標準報酬月額がそれぞれ遡及して訂正されていることが確認できる。

加えて、当時、B社が厚生年金保険料を滞納していたかどうかについては、申立人が事業主等に対する照会を拒否しているため明らかではないが、前述の複数の役員の標準報酬月額の遡及訂正が行われた日の約1か月後の平成17年11月7日付けで、「平成17年6月頃から各地の支店を次々に閉鎖していた。」と、また、申立人を含む複数の元従業員の標準報酬月額の遡及訂正が行われた日の約1か月後の18年3月*日付けで、「国税局がB社に対し、追徴課税をした。」との報道が確認できることから、申立期間当時、同社の経営状況は悪化していたと考えられ、保険料の納付が困難な状況にあったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成18年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について、16年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、16年4月から同年8月までは56万円、同年9月から17年6月までは59万円、同年7月から18年5月までは62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年7月16日、及び同社E営業所における資格取得日は同年7月16日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年6月までは30円、同年7月から21年3月までは150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社D営業所(後のC営業所)及び同社E営業所で継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務（昭和19年3月A社に入社し、同社C営業所で勤務。20年7月16日に同社C営業所から同社E営業所に異動）していたことが認められる。

また、B社は、「A社では、昭和19年6月当時、国内在籍者全員が団体郵便年金に加入しており、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の資格取得届及び適用除外申請を行った。」としており、健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（A社C営業所に係る被保険者名簿は無い。）及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人は、A社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、同日付けで喪失していることが確認できることから、同払出簿の申立人に係る資格喪失原因欄には「除外」の記載が、備考欄には「郵」の記載が確認できることから、申立人は、同年6月以前から、団体郵便年金の加入者であったと考えられる。

さらに、A社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る「標準報酬等級並ニ適用年月日」欄に「21. 4. 1」の記載が確認できる上、備考欄には、「郵」の記載が確認できることから、申立人は、少なくとも昭和21年4月1日時点でも団体郵便年金に加入していたと考えられ、前述の人事記録の内容を踏まえると、申立人は、申立期間を通じ、継続して団体郵便年金の加入者であったと考えるのが自然である。

加えて、社会保険庁（当時）の資料によると、「昭和22年9月1日に団体郵便年金加入者に係る厚生年金保険の適用除外制度が廃止されたことに伴い、過去に団体郵便年金の加入者が厚生年金保険の適用除外を受けていた期間については、加入者本人の申請により、その掛金を厚生年金保険法に引き継ぎ、厚生年金保険被保険者期間として認める扱いとした。」旨記載されているところ、B社は、「A社では、昭和22年9月1日に在籍していた団体郵便年金の加入者全員について厚生年金保険の資格取得届を提出するとともに、同日以前の団体郵便年金の加入期間を、厚生年金保険の加入期間に引き継ぐ手続を行ったと思われる。」としており、申立人に係る団体郵便年金の加入期間についても、昭和22年9月1日時点で、A社により、厚生年金保険被保険者期間とするための手続がなされた可能性が高い。

また、前述の資料によれば、『団体郵便年金加入期間の取扱い』（昭和46年8月27日施行伺い定め）により、「厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に団体郵便年金加入の表示がある場合は、適用除外とされた期間を、昭和22年9月1日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間と認めることとする。」とされている。

一方、健康保険厚生年金保険適用事業所記号簿によると、A社C営業所は昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は、適用事業所ではない。

しかし、B社は、A社C営業所について、昭和20年7月15日に廃止となるまで営業していたとしていること、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった19年6月1日に資格を喪失している被保険者は、申立人を含めて11人確認できること、及び申立人の陳述から、同社C営業所は、申立期間のうち、20年7月16日までの期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、前述の払出簿及び旧台帳の記録によると、申立人は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、同年6月1日から同年10月1日までの期間については、女子労働者等に係る保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足時の準備期間に当たるため、当該被保険者期間は、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年7月16日、

同社E営業所における資格取得日は同年7月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和19年6月及び同社E営業所における21年4月の社会保険事務所の記録から、19年10月から20年6月までは30円、同年7月から21年3月までは150円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和51年8月から52年3月までは15万円、同年4月は13万4,000円、同年5月から53年8月までは15万円、同年9月から54年7月までは17万円、同年8月及び同年9月は19万円、同年10月は20万円、同年11月は18万円、同年12月は19万円、55年1月から56年7月までは20万円、同年9月から57年9月までは22万円、同年10月から58年7月までは24万円、同年8月及び同年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から58年10月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与支給額と相違していることが分かった。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和52年3月から同年9月までの期間及び同年11月から58年11月までの期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額並びに厚生年金保険料の控除額か

ら、申立期間のうち、52年3月は15万円、同年4月は13万4,000円、同年5月から同年8月までの期間及び同年11月から53年8月までの期間は15万円、同年9月から54年7月までの期間は17万円、同年8月及び同年9月は19万円、同年10月は20万円、同年11月は18万円、同年12月は19万円、55年1月から56年7月までの期間は20万円、同年9月から57年9月までの期間は22万円、同年10月から58年7月までの期間は24万円、同年8月及び同年9月は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和51年8月から52年2月までの期間、同年9月及び同年10月については、保険料控除額及び報酬月額又はそのいずれか一方が確認できる資料は無いものの、複数の同僚は、「申立期間に給与の減給及び事業の休業はなかった。」と陳述していること、及び引き続き期間の給与明細書における保険料控除額が同額であることから判断すると、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を、給与から控除されていたと推認できることから、51年8月から52年2月までの期間並びに同年9月及び同年10月の標準報酬月額は15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和56年8月については、給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、申立人が提出している給与明細書において確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年5月から同年7月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人のB社（現在は、C社）における標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年8月から同年12月までは16万円、15年4月は13万4,000円、同年10月から同年12月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年5月1日から同年8月21日まで
② 平成12年8月21日から16年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間①及びB社に勤務した期間のうち申立期間②の標準報酬月額が、実際の支給額と比べて相違していることが分かった。保管している給料支払明細書等を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範

囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人提出のA社における給料支払明細書及び源泉徴収票等において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成12年5月から同年7月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人提出のB社における給料支払明細書及び源泉徴収票等において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年8月から同年12月までは16万円、15年4月は13万4,000円、同年10月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は詳細は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成13年1月1日から15年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年10月1日までの期間については、上記の給料支払明細書及び源泉徴収票等で確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月31日から同年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B営業所から同社C営業所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに事業主及び同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和46年2月1日にA社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を社会保険事務所に対して納付したと思われるとしているものの、事業主が資格喪失日を昭和46年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月29日から同年10月1日まで

A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが、ねんきん定期便により分かった。同社保管の給与台帳から、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の従業員名簿及び給与台帳から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳で確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を社会保険事務所(当時)に対して納付していないことを認めていることから、事業主が昭和50年9月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日
② 平成16年8月9日
③ 平成18年8月9日
④ 平成20年8月8日

A社に勤務していた申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたのに、年金事務所に申立期間の標準賞与額が記録されていない。申立期間の賞与明細書を提出するので、標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び賃金台帳から、申立人が申立期間に標準賞与額の上限(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないと思われるので、保険料も納付していないと思われることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年8月8日、16年8月9日、18年8月9日及び20年8月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日
② 平成16年8月9日

A社に勤務していた申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたのに、年金事務所に申立期間の標準賞与額が記録されていない。申立期間の賞与明細書を提出するので、標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び賃金台帳から、申立人が申立期間に標準賞与額の上限(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないと思われるので、保険料も納付していないと思われることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年8月8日及び16年8月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年12月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、11年12月から12年2月までは59万円、同年3月から13年9月までは41万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年5月1日から同年10月1日までの期間及び15年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、3年5月から同年9月までは50万円、15年4月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成3年5月1日から同年10月1日までの期間及び15年4月1日から同年5月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月1日から同年10月1日まで
② 平成11年12月1日から13年10月1日まで
③ 平成15年4月1日から同年5月1日まで

年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額が低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると申立人の標準報酬月額は、当初、平成11年12月から12年2月までは59万円、同年3月から13年9月までは41万円と記録されていたところ、12年9月25日付けで、11年12月から12年2月までは11年12月1日に遡って9万8,000円に引き下げられているとともに、13年3月12日付けで、12年3月から13年2月までは12年3月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の事業主の標準報酬月額についても、

申立人と同日の平成 12 年 9 月 25 日及び 13 年 3 月 12 日付けで、期間を遡って 9 万 8,000 円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、A 社に係る平成 10 年度から 15 年度までの滞納処分票によると、同社は、平成 10 年 3 月以降の保険料を滞納している上、遡及減額訂正について、社会保険事務所の関与がうかがえる記載が有るとともに、経理担当者が繰り返し協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、A 社に係る商業登記簿の役員欄から、申立人は、当該期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、オンライン記録により、当該期間における被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は、A 社で B 業務を行っていた。同社での経理及び社会保険事務担当者は申立人ではなかった。」旨回答している上、前述の滞納処分票において、申立人が対応していた事跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成 12 年 9 月 25 日付け及び 13 年 3 月 12 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由はなく、有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、11 年 12 月から 12 年 2 月までは 59 万円、同年 3 月から 13 年 9 月までは 41 万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間①及び③について、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が遡って引き下げられた形跡は見当たらず、社会保険事務所において不自然な処理が行われた状況はうかがえないものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成 3 年 5 月から同年 9 月までは 50 万円、15 年 4 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、平成 16 年 11 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したものの、回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成17年12月6日は27万6,000円、18年12月8日は28万3,000円、19年12月7日及び20年12月5日は29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月6日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年12月7日
④ 平成20年12月5日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

A社が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年12月6日は27万6,000円、18年12月8日は28万3,000円、19年12月7日及び20年12月5日は29万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月6日、18年12月8日、19年12月7日及び20年12月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年4月21日から同年7月14日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、15万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月21日から同年7月14日まで
② 平成6年8月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かったので、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、年金事務所の記録では、B社に勤務した期間の一部が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社での申立人の標準報酬月額は当初15万円と記録されていたが、平成6年6月22日付けで、厚生年金保険被保険者資格の取得日の同年4月21日に遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が提出したA社発行の平成6年分源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、前述の遡及訂正前の標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、A社に係るオンライン記録から、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の元従業員は、「申立期間当時、A社の経営状況は悪化しており、給与の遅配があった。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録から、申立期間にA社での被保険者であった6人のうち、申立人以外の5人の標準報酬月額についても、前述の申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理日と同じ日の平成6年6月22日付けで、5年7月1

日（2人）又は被保険者資格の取得日（3人）に遡って減額訂正する処理が行われている上、当該5人のうちの3人の標準報酬月額は、同年10月1日の定時決定を超えた遡及減額訂正となっていることが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、同社の役員ではなかったことが確認できる上、前述の元従業員の1人は、「申立人は、C業務従事者であり、標準報酬月額の減額訂正のことは知らなかったはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年6月22日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理は、事実即したものと考へ難く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、申立人が提出したB社発行の平成6年分源泉徴収票に記載されている就職日は同年8月1日であることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人を記憶しており、B社の親会社であるD社に勤務していたとする二人は、「D社及びB社では、入社後3か月間の試用期間があった。」旨陳述しており、当該二人のうち、「勤務先の会社は別々となったが、私と申立人は、平成6年8月に一緒に入社した。」旨陳述している者は、オンライン記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ日の平成6年11月1日に同社での被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、前述の二人のうちの一は、「D社及びB社では、試用期間中の給与からは厚生年金保険料を控除していなかった。」旨陳述しているところ、前述のB社発行の源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録における同社での申立人の被保険者資格の取得月である平成6年11月及び同年12月の標準報酬月額に基づく社会保険料額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）とおおむね一致している。

さらに、B社に係るオンライン記録には、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同記録に不自然さは見られない。

加えて、申立人及び平成6年8月に入社し、B社の親会社であるD社に勤務したとする前述の同僚の雇用保険の加入記録から、申立人及び当該同僚の雇用保険被保険者資格の取得日は、入社してから試用期間とされる3か月間が経過した時期と符合する同年11月1日であり、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年1月まで

私が昭和57年3月に、短期大学を卒業してから結婚するまで、母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、当時、年金には無関心であったが、母はきっちりとした性格で、常々「年金は老後のために必要だ。」と言っており、そんな母が昭和57年4月に国民年金に加入しておきながら、国民年金保険料を未納にするとは思えない。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると、強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に満20歳に到達した日に取得することとなるが、申立期間当時、学生は任意加入とされていた。

そこで、申立人に係るA市の電算記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期の昭和61年4月15日に、国民年金の加入手続が行われたことが確認でき、申立人が、短期大学を卒業したとする直後の57年4月1日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録により確認できる上、その資格取得日は、申立人が所持する年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」と一致している。この場合、当該加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の保険料については、加入手続前の過年度保険料であり、別途社会保険事務所(当時)の国庫金納付書により遡って納付することとなるが、申立人は、保険料の納付に直接関与してお

らず、申立人の保険料を納付してくれていたとするその母親は、既に亡くなっていることから、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間は2年10か月間に及び、この間、納付記録が連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年9月まで
会社退職後の昭和50年4月頃、私又は妻のどちらかが、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

自宅に来ていた高齢の男性集金人に、妻が私の国民年金保険料を毎月支払ってくれていた。そのとき、その集金人から領収証書の半券のようなものをもらっていたと妻から聞いているのに、納付記録が無いのは不思議である。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃に、A市B区で国民年金の加入手続を行い、その妻が集金人に、申立人の申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和50年9月にC市D区で国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、申立人の特殊台帳を見ると、年金手帳交付年月日の欄に「50.9」とゴム印が押されていることから、同年同月に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推定され、同年4月頃に、A市B区で手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、戸籍の附票を見ると、申立人は昭和50年8月16日にC市D区に転居しており、申立人が所持し最初にもらったとする年金手帳を見ると、住所欄には同市D区の住所が記載されており、国民年金手帳記号番号の横に同区を管轄していたE社会保険事務所(当時)を示すゴム印が押されていることが確認できるが、それ以前にA市B区役所で申立人の国民年金の加入手続が行われた事跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを担っていたその妻も詳細を覚えていないことから、申立期間当時の事情を確認することはできない。

加えて、申立人の妻は、「主人が会社退職後、自営業を開始し、経済的に厳しかったが、何かあったときに困るので、主人の分だけ納付していた。遺族年金をもらえるから。」と陳述しているところ、申立人の国民年金の加入手続時期が、前述のとおり昭和50年9月であると推定され、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金保険料が同年10月から納付されており、一方、申立人の妻の納付記録は52年1月から62年3月までは申請免除、同年4月から平成2年4月までは未納であることが確認できることから、妻の陳述は、夫婦で加入手続を行った申立期間後の昭和50年10月以降の申立人の保険料についてのもと考えられ、これを覆すに足りる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成2年8月まで

私は国民の義務と思い、昭和62年7月頃に国民年金に加入した。

当時、私は学生であったので、母がA市役所で、加入手続及び昭和63年3月に卒業するまでの国民年金保険料の納付を行った。

卒業後、会社に勤務するようになった昭和63年4月からは、自身でB国民健康保険と国民年金に加入して、平成2年9月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を、A市から届く納付書で納付した。

私は、厚生年金保険と国民年金の年金手帳を1冊ずつ(合計2冊)所持していたのに、平成8年7月に厚生年金保険に加入した後、年金手帳を1冊にまとめるために社会保険庁(当時)に郵送した際、現在所持している新しい1冊の年金手帳が送られてきたが、1冊にまとめる前の年金手帳に記載されていた申立期間の加入記録が消えていた。

申立期間が納付の記録となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の被保険者資格の取得記録から、平成3年11月頃に払い出されたと推定できる上、申立人は、同年10月1日の厚生年金保険被保険者資格の喪失により同日付けで国民年金被保険者資格を取得するまで国民年金に加入した形跡が見当たらない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が厚生年金保険を離脱したことを理由として、平成3年10月1日から国民年金の第1号被保険者資格を新規に取得する届出が、同年10月9日に行われたことが確認でき、前述の国民年金手帳記号番号の払出時期とも一致することから、昭和

62年7月頃に、その母が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、平成8年7月に厚生年金保険に加入した後、年金手帳を1冊にまとめるために社会保険庁に郵送した際、現在所持している新しい1冊の年金手帳が送られてきたが、1冊にまとめる前の年金手帳には記載されていた申立期間の加入記録が消えていたと申し立てている。そこで、申立人が所持する年金手帳を見ると、記録されている手帳発行時の住所地は婚姻前の住所地であり、名前も婚姻前の名字となっていることが確認できる上、記号番号欄には、前述した記号番号が記録され、記号番号を管轄していた社会保険事務所(当時)の名称である「C」の押印があり、国民年金の記録欄にも当時居住していた「A市」の押印が確認できることから、当該手帳は、同年以降に作成された手帳ではなく、3年10月に加入手続を行った際に発行された年金手帳であると考えられるが、当該手帳の資格記録欄に申立期間は国民年金被保険者期間として記録されておらず、遡って国民年金被保険者資格を取得した様子もうかがえない。

以上を踏まえると、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間は3年以上と長期間であり、同一市町村において、国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が継続するとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年8月まで

私は、昭和37年頃から、A市の会社に住み込みで働いていた。その会社を退職した43年8月に、経営者から「あなたのために掛けておいた。年を取った時に必要な大事なものだ。」と言われ、年金手帳のようなものを受け取った。

現在、その年金手帳のようなものは所持していないが、思い返してみると、その会社に勤務し始めて3年ぐらいたった昭和40年4月頃に、経営者が私の住民登録を実家のあったB市から会社の所在地のA市に移してくれたので、その頃に経営者が、私の国民年金の加入手続を行い、以後退職するまでの国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間が未納となっているのは納得できないので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期を調査すると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年4月に申立人の国民年金手帳記号番号がC市で払い出されていることが確認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推定できることから、40年4月頃にA市で加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、当該加入手続時に、申立人は、昭和36年12月15日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から確認できるが、この時点で、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、申立人が国民年金に加入したとする申立期間当時に居住していたA市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成された形跡は見当

たらず、前述の加入手続時点である昭和 47 年 4 月以前に申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた事跡も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする当時勤務していた会社の経営者からは、退職時に年金手帳のようなものを受け取った以外に、保険料の納付に関して聞いた記憶はないと陳述しており、当該経営者も既に死亡していることから、申立期間の保険料の納付に関する事情を酌み取ることができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 41 か月と長期間であり、同一市町村において、国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が継続するとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで
ねんきん定期便が届き、申立期間が免除期間となっていることを知った。
当時、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が納付となっていない。また、昭和 59 年 7 月から 62 年 3 月までの夫の保険料が、免除となっている記録もおかしいので夫婦で申立てを行った。
納付していた申立期間の国民年金保険料が、申請免除の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間において、昭和 59 年 7 月からの国民年金保険料について申請免除の記録が確認できる上、申立人の夫に係る特殊台帳も同年 7 月から申請免除の記録となっている。

また、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間の国民年金保険料は申請免除の記録となっているが、申立期間の保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、銀行又は郵便局で定期的に納付していたと陳述しているが、仮に申立期間に係る保険料の納付があったとすれば、当該免除記録がそのまま残ることはなく、免除記録の取消し又は保険料の過誤納付による還付の記録がされるはずであるが、いずれの記録も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付について、具体的な状況は記憶していないとも陳述しており、その陳述からは、申立期間の保険料が納付されていたとする事情を酌み取ることはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から62年3月まで
ねんきん定期便が届き、申立期間が免除期間となっていることを知った。
当時、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が納付となっていない。また、申立期間のうち、昭和60年4月から62年3月までの妻の保険料は納付となっているが、私の保険料のみが免除となっている記録はおかしい。
納付していた申立期間の国民年金保険料が申請免除の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年7月から60年3月までの期間については、申立人に係る特殊台帳を見ると、申請免除の記録が確認でき、申立人の妻に係る特殊台帳も同期間は申請免除の記録となっている。

また、申立期間のうち、昭和60年4月から62年3月までの期間については、申立人に係るオンライン記録を見ると、60年9月及び61年10月に申請免除の処理が行われた記録となっているが、当該期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を、銀行又は郵便局で定期的に納付していたと陳述しているが、仮に申立期間に係る国民年金保険料の納付があったとすれば、当該免除記録がそのまま残ることはなく、免除記録の取消し又は保険料の過誤納付による還付の記録がされるはずであるが、いずれの記録も見当たらない。

加えて、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料の納付について、具体的な状況は記憶していないとも陳述しており、妻の陳述からは、申立期間の保険

料が納付されていたとする事情を酌み取ることはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成元年2月まで

私は、申立期間当時、A市役所でアルバイトをしていたので、厚生年金保険には加入していなかった。そのため、母が自宅近くのB市役所C出張所で、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと母から聞いている。しかし、その母は既に亡くなっているため、詳しいことは分からない。

国民年金保険料の納付方法については、母から聞いていないが、当時、母は父の会社の経理担当だったので、会社によく出入りをしてきた金融機関の職員を通じて、私の保険料を納付してくれたのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者資格の取得記録から、昭和62年7月頃に払い出されたものと推測されるが、申立人に係るB市の収滞納一覧表を見ると、現年度納付が可能である同年4月から平成元年2月までの国民年金保険料は未納とされている。

また、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成2年6月18日に未納保険料に対する過年度納付書が作成されていることが確認できるが、この納付書の発行時点において、申立期間のうち、昭和62年1月から63年4月までの国民年金保険料は制度上、時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを担っていたとされる申立人の母親は既に亡くなっているため、当時の事情は明確でない。また、当時、同居していた申立

人の妹は、「母が姉（申立人）に対して国民年金保険料を掛けておいたと言ったことを何度も聞いたことがある。」と陳述しているが、その納付状況等の詳細は不明であることから、申立期間の保険料が納付されていた事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間は 26 か月に及んでおり、これほど長期間に同一市町村において、連続して国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年12月まで

私は、昭和46年12月末に会社を退職したので、47年の正月明けに国民年金に加入した。夫婦二人分の加入手続及び国民年金保険料の納付は、私がA市B区役所で行った。

最初の1か月分の国民年金保険料は、加入手続のときにその場で納付したが、その後の保険料は市から送られてくる納付書を使って納付した。

会社を退職後は、継続して国民年金保険料を納付してきたはずなので、申立期間が未納の記録となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月10日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、夫婦の前後の記号番号の被保険者資格の取得記録から、申立人は同年7月頃に加入手続を行ったと推定できることから、47年に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人及びその妻に係る特殊台帳を見ると、昭和53年1月に申立期間直後の50年1月から52年3月までの国民年金保険料を、過年度納付していることが確認できるが、この過年度納付の時点及び前述した加入手続時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和47年の正月明けに加入手続を行い、その場で最初の1か月分の国民年金保険料を納付し、その後の保険料は市から送られてくる納付書により、保険料の納付を行ったと申し立てているが、A市の保険料の納付方式は、48年3月までは国民年金手帳による印紙検認方式であることから、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が自身の国民年金保険料と一緒に納付していたとするその妻の保険料は、特殊台帳を見ると、申立期間は未納の記録となっている。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 62 年 6 月までの期間及び同年 9 月から平成元年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から 62 年 6 月まで
② 昭和 62 年 9 月から平成元年 12 月まで

私は、国民年金の加入手続のことは覚えていないが、平成元年又は 2 年頃に、はがき形式の国民年金保険料の督促状が来たので、そのはがきを使って 2 回に分けて、20 万円ないし 30 万円ぐらいを A 市 B 区役所 C 出張所で納付した。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成 3 年 5 月頃に払い出されたものと推定される。また、申立人の所持する年金手帳を見ると、国民年金の初めて被保険者となった日は 2 年 9 月 21 日と記載されている。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間後で厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の平成 2 年 9 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料を同年 9 月 10 日に過年度納付、同年 4 月から 4 年 3 月までの保険料を 3 年 5 月 31 日に免除申請（その後、平成 5 年 2 月 19 日に追納）していることが確認できる。

上記のことから、申立人の国民年金の加入手続は平成 3 年 5 月頃に行われ、申立人の国民年金被保険者資格は、直近の厚生年金保険被保険者資格を喪失した 2 年 9 月まで遡って取得されており、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納めることはできない。

加えて、申立人は、平成元年又は 2 年頃に「保険料を支払っていないので、

支払いなさい。」という内容の督促状が送られてきたので、申立期間①及び②の国民年金保険料を2回に分けて、A市B区役所C出張所で納付したと陳述しているが、区役所及び出張所では過年度保険料は納付できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から62年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月から62年7月まで

私は、昭和61年頃、最初に勤めた会社を辞めて、A県B市の実家に帰った。その頃、父親も会社を退職し、父親が退職に伴う何かの手續のために、C社会保険事務所(当時)に行く機会があったので、私が父親に私自身の国民年金の手續をし、国民年金保険料も納付するように頼んだところ、「分かった。」と返事があったことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料については、父親が社会保険事務所(当時)から帰った際、「加入手続と一緒に、3か月分ほどを支払ってきた。」と言うのを聞いた記憶がある上、その後も何か月かごとに納付してくれたと聞いている。その頃の保険料月額及びどのように納付したかなどについては聞いておらず、分からない。

父親は亡くなり、当時のことを確認することはできないが、近くで見聞きしていた母親が書面でも記しているように、申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が最初に勤めた会社を辞めてB市の実家に帰った昭和61年頃、その父親が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人に係る加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、平成元年11月ないし同年12月頃に行われたものと推認され、申立内容と一致しない上、この時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳

記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしている申立人の父親は既に他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立人の父親が申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月

私は平成3年10月に退職した後、次の会社に入社するまでの3か月間、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたが、ねんきん定期便を見ると、最後の1か月が未納とされており驚いた。年金記録確認第三者委員会へ年金記録について申立てを行った後、年金事務所から11年1月8日に国民年金被保険者資格の喪失日付が、4年1月27日から同年2月16日に変更されたと知らされたが、変更された理由も知らされなかった上、変更された当ても何も知らされていない。申立期間の保険料は納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格の喪失日は、当初、平成4年1月27日となっていたが、11年1月頃、国民年金被保険者資格の再取得が行われた際、申立期間当時の国民年金の加入記録が、基礎年金番号に統合されたことにより、国民年金被保険者資格の喪失日が、「A社」での厚生年金保険被保険者資格の取得日である4年2月16日に訂正されていることがオンライン記録により確認できる。この場合、この訂正が行われるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、行政機関が国民年金保険料を徴収することはない期間であるため、申立期間当時に申立人が保険料を納付することはできない上、記録が訂正された時点では時効により保険料を納付することができない。

また、国民年金被保険者資格の喪失日が、当初、平成4年1月27日となっていたことについて、申立人は被保険者資格の喪失届けを行ったかどうかは記憶していないとしているものの、申立人は同年1月27日に「A社」に入社し

たと陳述していることを踏まえると、申立人からの届けにより国民年金の被保険者資格を同日に喪失したとして手続が行われ、記録されたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6254 (事案 6052 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 2 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 63 年 2 月から同年 11 月まで

申立期間①については、昭和 62 年 1 月の退職時、勤務先から国民年金に加入するよう指導されたので、退職後、自身で A 市役所へ行き手続をしたと思う。その時、昭和 57 年 4 月から所持していた年金手帳に、国民年金手帳記号番号が記載された記憶がある。

手続時には、既に昭和 62 年 4 月からの勤務先が決まっていたことから、申立期間①の 3 か月の国民年金保険料をその場で一括納付したところ、年金手帳に検認印を押されたのを記憶している。

申立期間②についても、昭和 63 年 1 月に退職した後、A 市役所へ行き、国民年金への切替手続をするとともに、定期的に市役所窓口で国民年金保険料を納付し、上記と同じ年金手帳に検認印を押してもらった。

申立期間が未加入とされ、納付した国民年金保険料が記録されていないことは納得できない。

以上を、年金記録確認第三者委員会に申立てたところ、認められないとの回答を受けた。

しかし、その後、私が昭和 62 年当時使用していたスケジュール帳が見つかり、その中に同年 1 月 22 日に A 市役所又は B 社会保険事務所(当時)へ行ったことを示す記載があった。

これを基に、再度当時の記憶をたどってみたところ、昭和 62 年 1 月の会社退職後、A 市役所又は B 社会保険事務所において、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行うとともに、その際、健康保険継続療養の手続については、前勤務先を管轄する社会保険事務所(当時)へ行くように指導

されたことから、その後、C社会保険事務所(当時)において手続を行ったことを思い出した。

新たな資料として、スケジュール帳と昭和62年2月4日付け交付の健康保険継続療養証明書を提出するので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市において、平成4年9月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、5年2月ないし同年3月頃に払い出されたと推認でき、申立期間は、いずれも国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) A市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の資格取得日は4年9月1日であり、また、名簿作成日は5年3月10日となっており、オンライン記録等と符合すること、iii) 申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、年金手帳に検認印を押してもらったとしているところ、当時は、既に印紙検認による保険料の収納方式は終了しており、発行される年金手帳にも印紙検認記録欄は無く、制度状況と符合しないこと、iv) 申立期間①及び②の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、23年10月14日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回、自身が保管する昭和62年当時のスケジュール帳の中に、A市役所又はB社会保険事務所へ行ったことを示す記載が見つかったとしている。

そこで、当該スケジュール帳の写しを見たところ、昭和62年1月22日の欄に「保健所」と記載されているところ、当該記載について、申立人は、市役所又は社会保険事務所と書くべきところを間違っただけであると主張しているものの、通常、市役所又は社会保険事務所を、保健所と書き間違えることは考え難く、記載どおり保健所への訪問記録であるとするのが相当である。

また、申立人は、A市役所又はB社会保険事務所において国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行った際、健康保険継続療養の手続については、前勤務先を管轄する社会保険事務所へ行くように指導されたことから、その後、C社会保険事務所で手続を行ったとして、健康保険継続療養証明書を新たな資料として提出しているものの、当該証明書からは、申立人が、A市役所又はB社会保険事務所で、国民年金の加入手続及び保険料を納付したことまでは推認できない。

さらに、申立人は、A市役所又はB社会保険事務所の窓口で、国民年金保険料を現年度納付したとしているものの、申立期間当時、A市では、市役所窓口

での保険料収納は行っていなかったとしており、また、社会保険事務所においては、制度上、保険料を現年度納付することはできない。

以上のことから、今回の新たな提出資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から62年12月まで

昭和54年7月に夫が会社を退職した後、夫が、A市役所又は同市役所B支所で国民健康保険の加入手続を行った。その際、将来のため夫婦二人共に国民年金にも加入するよう勧められたため、二人分の加入手続を行ったことを、夫から聞いている。

加入後の国民年金保険料の納付については、私は関与しておらず、また、夫は既に亡くなっているため、詳しいことは全く分からないが、夫が夫婦二人分を納付してくれていたはずである。

申立期間について、夫の国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年7月にその夫が会社を退職した後、夫が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、また、国民年金保険料についても夫が夫婦二人分を納付していたはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、A市において、夫が会社退職に伴い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和54年7月16日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年9月1日に払い出されており、また、申立人主張のとおり、申立期間に係るその夫の国民年金保険料については納付済みであることが確認できる。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、申立人及びその夫がA市から転居した先のC市において、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和54年7月16日を国民年金被保

険者資格の取得日として、夫に係る手帳記号番号の払出しの約8年後の63年2月頃に払い出されたものと推認でき、加入時期及び加入場所が夫とは相違している。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、昭和54年7月から60年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、61年1月から62年3月までの保険料は過年度保険料となる一方、同年4月から同年12月までの保険料は遡って納付が必要な現年度保険料となるものの、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫は既に他界していることから、具体的な納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は8年6か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から43年3月まで

結婚した昭和38年3月頃に、A市B区役所の女性集金人が自宅を訪れ、国民年金への加入を勧められた。そこで、妻が夫婦二人分の加入手続をしてくれたように思う。

申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を、毎月、その女性集金人に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和38年3月頃に、その妻が国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したはずであるとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区（現在は、A市C区）において、申立ての3年半後の昭和41年9月19日に払い出されており、加入時期が符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、昭和38年3月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、39年1月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳を見ても、検認印が確認できるのは昭和43年度分からであり、オンライン記録と符合し、また、夫婦の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の妻も、申立人と同様に同年度から保険料を納付している上、この手帳より前に別の手帳の交付を受けた記憶はないともしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の妻も、申立期間の保険料については、集金人に納付したと陳述するのみであり、具体的な記憶が曖昧であることから、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年3月までの期間、49年1月から同年6月までの期間、50年3月から51年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から47年3月まで
② 昭和49年1月から同年6月まで
③ 昭和50年3月から51年3月まで
④ 昭和52年4月から53年3月まで

昭和47年頃、A市B区役所から国民年金の案内が届き、同区役所で加入手続を行った。

各申立期間の国民年金保険料については、いずれも事情があり、その当時は納付せず放置していたが、平成元年3月に結婚した後、1か月以内にC市役所で、厚生年金保険から国民年金第3号被保険者への切替手続を行った際、窓口で一括して納付したはずである。

一括して納付した金額は、4万円ないし5万円程度であったと思う。

国民年金保険料を納付した際、窓口担当者が領収したあかしとして、私の年金手帳の資格記録欄に「D」との印を押してくれた。

各申立期間の国民年金保険料が、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月*日の婚姻後、1か月以内にC市役所において、厚生年金保険から国民年金第3号被保険者への切替手続を行った際、同市役所窓口で各申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと陳述している。

しかし、当該手続当時においては、特例納付制度は既に終了しており、各申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人は、C市役所において各申立期間の国民年金保険料を一括で納付した際、納付したあかしとして、担当者が年金手帳に「D」の印を押してくれただとしているところ、申立人の年金手帳を見ると、申立人主張のとおり、「D」の押印が数か所認められるものの、いずれも国民年金の記録欄に押印されていることから、これは市の担当者が、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失履歴について、行政側の責任で記録したことを示す押印であると考えるのが相当であり、国民年金保険料の納付を示す押印とは認め難い。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、A市B区において、昭和45年9月18日を国民年金被保険者資格の取得日として、48年2月5日頃に払い出されたと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみても、申立期間①のうち、少なくとも45年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

加えて、特殊台帳を見ると、申立人は、i) 昭和50年4月1日付けで国民年金被保険者資格を再取得している一方、オンライン記録では、平成2年2月14日になって、同資格の再取得日が昭和50年3月21日へと変更処理されており、この変更処理より前においては、申立期間③のうち、同年3月は国民年金の未加入期間であったこと、同様に、ii) 51年4月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失している一方、オンライン記録では、平成2年1月8日になって、昭和53年4月6日付け国民年金被保険者資格の喪失及び63年4月1日付け同資格の再取得の記録が追加処理されていることから、この追加処理より前においては、申立期間④を含む、51年4月から63年3月までの期間は、連続した国民年金の未加入期間として取り扱われていたものと考えられることなどから、申立人が、これら変更処理等より前である平成元年3月頃に、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとするのは不自然である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、各申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月まで

時期ははっきりしないが、昭和 55 年 9 月頃に、父又は継母が A 市役所に出向き、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

その後は、送付されてきた納付書により、私が市役所出張所の窓口で、数か月単位ずつ国民年金保険料を納付していた。

申立期間のうち 6 か月分ぐらいは、国民年金保険料の納付を忘れたことがあったかもしれないが、これほど長期間にわたって保険料を納付していないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 9 月頃に、申立人の父又は継母のいずれかが、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたとしているものの、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A 市において 61 年 4 月頃に払い出されたものと推認でき、申立ての加入時期とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、申立期間のうち、59 年 1 月から 61 年 3 月までの保険料は、過年度納付することは可能であるものの、申立人は、遡って保険料を納付したことがないとしており、過年度納付をうかがわせる陳述は得られない。

さらに、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、作成日欄に「86.5.27」のゴム印があることから、この名簿は、1986 年（昭和 61 年）5 月 27 日に作成されたものと推認でき、上記国民年金手帳記号番号の払出時期とおおむね一致しているほか、検認記録欄を見ても、申立期間の国民年

金保険料は未納とされている。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたとする申立人の父親及び継母について、父親からは事情を聴取することはできない一方、継母も、申立人の加入手続に係る明確な記憶はなく、また、継母自身の国民年金手帳記号番号も、前後の手帳記号番号から、申立人とおおむね同時期の昭和 61 年 5 月頃に払い出されたものと推認できるところ、継母は、自身の国民年金の加入手続の際、申立人の加入手続を一緒に行ったのかもしれないが、申立人の国民年金保険料を納付したことは一度もないともしている。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は 5 年 7 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13098 (事案 787 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月16日から39年1月25日までの期間、同年5月1日から同年12月16日までの期間、40年4月28日から同年7月10日までの期間及び同年8月31日から41年12月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月25日から同年5月1日までの期間、同年12月16日から40年8月25日頃までの期間、同年10月頃から41年3月頃までの期間及び同年12月21日から42年2月頃までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月16日から39年1月25日まで
② 昭和39年1月25日から同年5月1日まで
③ 昭和39年5月1日から同年12月16日まで
④ 昭和39年12月16日から40年8月25日頃まで
⑤ 昭和40年4月28日から同年7月10日まで
⑥ 昭和40年8月31日から41年12月21日まで
⑦ 昭和40年10月頃から41年3月頃まで
⑧ 昭和41年12月21日から42年2月頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、i) A社には昭和38年5月16日から40年8月16日まで継続して勤務したのに、39年1月25日から同年6月1日までの期間及び同年12月16日から40年8月16日までの期間の加入記録が無い、ii) B社には同年8月31日から42年3月31日まで継続して勤務したのに、41年12月21日から42年4月1日までの期間の加入記録が無い、iii) A社及びB社では5万円の給与をもらっていたのに、標準報酬月額がそれより低く記録されていることが分かった。

そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったところ、A社における昭和39年5月1日から同年6月1日までの期間については、被保険者期間とするようにあっせんされたものの、その他の加入記録が無い期間については、勤務実態及び保険料控除が認められず、標準報酬月額が低く記録されている期間については、A社及びB社提出の資料に記載された標準報酬月額と社会保険事務所の記録が一致している等として、記録の訂正は認められなかった。

今回、i) 申立期間②について、昭和39年4月頃から同年5月頃まで、A社の同僚と一緒にD校に通っていたこと、ii) 申立期間⑧について、B社には41年4月頃から同社での仕事が請負となった42年2月頃まで、厚生年金保険の被保険者であったことを思い出した。

また、申立期間④について、A社は旅行に行った翌日に無断欠勤したため、一緒に行った同僚4人と共に昭和40年8月25日頃に解雇されたことは間違いない。

再調査の上、申立期間②、④及び⑧を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社では3万円ぐらいの給与をもらっていたのは間違いないので、申立期間①及び③の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

さらに、B社(申立期間⑥)における標準報酬月額も再度調査してほしい。

一方、社会保険事務所の記録によると、C社の被保険者期間は昭和40年4月28日から同年7月10日までとなっているが、当該事業所にはA社を退職した1か月ないし2か月後の同年10月頃から41年3月頃まで勤務していたので、C社における厚生年金保険被保険者期間を申立期間⑦に訂正してほしい。

また、C社でも3万円ぐらいの給与をもらっていたので、被保険者期間は異なるものの、申立期間⑤の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③に係る申立てについては、i) A社提出の「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「被保険者資格喪失届」及び「被保険者報酬月額算定基礎届決定通知書」における標準報酬月額はオンライン記録と一致する、ii) 申立人が同僚と申し立てている3人の標準報酬月額は申立人と大きな差はない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知(以下「平成20年5月8日付け通知」という。)が行われている。

今回、申立人は、「A社では3万円ぐらいの給与をもらっていた。」と申し

立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に被保険者の記録が有り、申立人とほぼ同年代の複数の従業員について標準報酬月額記録を見ると、申立人とほぼ同程度の金額であることが確認できる。

また、前述の被保険者原票において、申立人の標準報酬月額記録に、遡及訂正等の不自然な点も見当たらない。

申立期間⑥に係る申立てについては、B社作成の「健康保険及び厚生年金保険被保険者名簿」では、標準報酬月額は資格取得時が3万3,000円、昭和41年10月1日の時点が3万6,000円となっており、オンライン記録と一致している等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月8日付け通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果が納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料及び情報の提出は無い上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有るほぼ同年代の複数の従業員について標準報酬月額記録を見ると、申立人とほぼ同程度の金額であることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額記録に、遡及訂正等の不自然な点も見当たらない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①、③及び⑥において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、厚生年金保険料が控除されていたと認められる資料等は見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月8日付け通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和39年4月頃から同年5月頃まで、A社の同僚と一緒にD校に通っていた。」と申し立てている。

しかし、申立人がD校と一緒に通っていたとする同僚は、「申立人と一緒にD校に通っていないと思う。A社はE業務をしていたので、それと勘違いしていると思う。」と陳述している。

申立期間④に係る申立てについては、i) A社提出の「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失届」の記載内容とオンライン記録が一致する、ii) 厚生年金保険料が控除されていたと認められる資料等は見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月8日付け通知が行われている。

今回、申立人は、「A社は、旅行に行った翌日に無断欠勤したため、一緒に行った同僚4人と共に昭和40年8月25日頃に解雇されたことは間違いな

い。同社には、同日頃まで継続して勤務していたはずなので、再調査してほしい。」と申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人が一緒に旅行に行ったとする同僚4人のうち3人（申立人が氏名を記憶している同僚は3人のみ。）の被保険者資格の喪失日は、昭和39年12月16日（申立人と同日）、同年6月16日及び44年1月4日であることが確認でき、当該3人が申立人と同日に解雇になったとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる前記同僚は既に死亡しており、同人から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できないところ、同人は申立期間中の昭和40年2月6日に別の事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚2人（前述の同僚を除く。）のうち1人は、「時期ははっきり覚えていないが、私と申立人を含め4人が一斉に解雇されたことを覚えている。旅行に行き解雇されたのではなく、偶然4人が一斉に休み解雇されたと記憶している。」と陳述している。

申立期間⑧に係る申立てについては、i) B社作成の「健康保険及び厚生年金保険被保険者名簿」の記載内容とオンライン記録が一致する、ii) 雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録がほぼ一致している等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月8日付け通知が行われている。

今回、申立人は、「前は、B社には昭和40年8月31日から42年3月31日まで継続して勤務していたと申し立てていたが、同社における厚生年金保険の被保険者期間は、41年4月頃から仕事が請負となった42年2月頃までである。」と申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り申立人を記憶している従業員一人（同人の被保険者資格の取得日は、昭和41年2月28日）は、「申立人は、私より先にB社に入社していた。」と陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、④及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間⑤については、申立人は、「C社では3万円ぐらいの給与をもらっていたので、被保険者期間は異なるものの、社会保険事務所の記録における申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。」と新たに申し立てている。

しかし、C社は、「申立期間当時の資料等を保存していないので、申立人の給与支給額及び保険料控除額は不明である。」としており、同社から申立

人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人を同社に紹介したとする同僚及び申立期間に被保険者記録の有る複数の従業員について、標準報酬月額の記録を見ると、申立人とほぼ同程度の金額であることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票において、申立人の標準報酬月額の記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間⑤について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑤について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間⑦については、申立人は、「社会保険事務所の記録では、昭和40年4月28日から同年7月10日までC社における被保険者記録が有るが、当該事業所には同年10月頃から41年3月頃まで勤務していた。」と新たに申し立てている。

しかし、C社の現在の事業主は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立期間当時の資料が無く、詳しい勤務期間は不明である。」としており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立期間に被保険者記録の有る元同僚3人は申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間まで記憶している者はいない。

なお、オンライン記録によると、申立期間は、申立人がC社の次に勤務したB社において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑦に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 6 日から 19 年 10 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与明細書を見ると、申立期間のうち、平成 7 年 2 月から 10 年 3 月までの期間、同年 5 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月から 15 年 7 月までの期間、同年 9 月から 16 年 12 月までの期間及び 17 年 6 月から 19 年 9 月までの期間については、給与明細書から確認又は算定できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか、又は同記録より低額であることが認められる。

また、申立期間のうち、平成 10 年 4 月、同年 8 月、15 年 8 月及び 17 年 1 月から同年 5 月までの期間については、i) 申立人は給与明細書を保管しておらず、事業所も賃金台帳等を保存していない、ii) 申立人提出の日報では、報酬月額は確認できるものの保険料控除額までは確認できないことから、当該期

間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。さらに、当該期間については、前後の期間の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が同額であることから判断すると、当該期間についても、前後の月と同額の保険料が控除されていたものと推認できるところ、当該保険料控除額に基づく標準報酬月額、オンライン記録と一致することが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額に、遡及して訂正された等の不自然な点も見られない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 10 日から平成 19 年 10 月 6 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書は無いが、市町村発行の所得証明書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった、申立期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から 19 年 1 月 1 日までの期間に係る市民税・県民税（所得・課税）証明書を見ると、当該資料において社会保険料控除額として記載されている金額から算定できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額とほぼ符合する。

また、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月 10 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間及び 19 年 1 月 1 日から同年 10 月 6 日までの期間については、申立人は市民税・県民税（所得・課税）証明書等を保管しておらず、事業所も貸金台帳等を保存していないため、当該期間における保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

さらに、申立期間に被保険者記録の有る同職種の元同僚から提出のあった申立期間の一部に係る給与明細書を見ると、同人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく額とほぼ符合する額の保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額に、遡及して訂正された等の不自然な点も見られない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月から29年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。同社には、昭和25年12月に、職業安定所から紹介されて入社し、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年7月1日であり、申立期間のうち、同日より前の期間は適用事業所ではない。

また、A社は、昭和37年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上記の適用事業所となった日以降、申立人が被保険者資格を取得するまでの期間に被保険者記録が確認できる元従業員及び申立人と同日付けで被保険者資格を取得した元従業員について、連絡先の判明した元従業員に照会し4人から回答を得たが、いずれも「自身は、自身の厚生年金保険の資格取得日より前からA社に勤務していた。」としているものの、「入社から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間に、給与から厚生年金保険料を控除されていたかは不明である。」としている。

加えて、上記被保険者名簿からは、上記の適用事業所となった日において、

A社の被保険者数が5人であったことが確認できるが、複数の同僚は、「従業員数は、常時10人ないし20人程度であった。」と回答しているとともに、申立人自身も、「申立期間当時の従業員は、20人ないし30人程度だったと思う。」と陳述していることから、同社においては、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 21 日から 56 年 2 月 25 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は昭和 51 年 2 月にB社に入社し、当初は給料の手取り額が少なかったため、私自身の希望により社会保険に加入していなかったが、次第に給料の手取り額が増えたことから、52 年 5 月に同社で社会保険に加入した。その後、同社は営業譲渡されてA社となったが、56 年 2 月 25 日まで両社に継続して勤務していた。B社では、厚生年金保険の加入記録が有り、A社でも引き続き厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が当初勤務していたとするB社は、申立期間の始期にあたる昭和 53 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から事業譲渡を受けたとされるA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 4 月 1 日であることから、申立期間のうち、同年 2 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間については、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社は、昭和 59 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であることから、同社等から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、B社及びA社で被保険者記録のある元従業員に照会し 5 人から回

答を得たところ、そのうちの1人は、「A社では、厚生年金保険の加入は、従業員が自由に選ぶことができた。」旨陳述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が申立期間当時に勤務していたとして名前を挙げた5人のうち3人は、同社において被保険者としての加入記録が無い。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 2 日から同年 5 月 25 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。途中で一旦、退職した記憶はないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 7 月にA社に入社し、43 年 12 月に退社するまで申立期間も継続して勤務したとしているところ、雇用保険の被保険者資格は申立期間を含め 38 年 7 月 1 日から 43 年 12 月 28 日まで継続している。

しかし、A社は平成 21 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため照会ができない上、当該事業主の子で廃業時の事業主であった者は、「申立期間当時、私もA社の社員であったので申立人のことは記憶しているが、申立期間における勤務実態及び保険料控除についてまでは分からない。ただし、被保険者資格を喪失した者から、厚生年金保険料を取っていたとは考え難い。」旨陳述している。

また、申立人は、申立期間における継続勤務及び保険料控除について証言してくれる者として直属の上司の名前を挙げており、当該上司はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で記録が確認でき、所在が判明したことから事情照会を行ったところ、申立人に係る記憶はあるとしているものの、申立人の申立期間における保険料控除についてまでは分からない旨陳述している。

さらに、上述の被保険者名簿において、申立期間当時に記録のある者 41 人のうち、所在の判明した 18 人に照会し 12 人から回答を得たところ、5 人が申

立人のことを記憶していたものの、いずれの者も申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除についてまでは分からないとしている。

なお、年金事務所の記録によると、申立人のA社に係る勤務期間のうち、申立期間後の期間については脱退手当金が支給済みとされており、裁定請求書が保管されている。当該裁定請求書において、申立人が同社に使用された始期として「39年9月1日」と手書きで記入されているところ、申立人は「なぜその日付になっているかは分からないが、私の筆跡に間違いはない。」と陳述している。

このほか、上述の被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、遡及訂正等の不自然な点も見当たらない上、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が記憶する給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。

申立期間①及び②当時、私はA社の幹部であり、春闘による賃上げで給与は上がることはあっても下がることはなく、申立期間①については、4万2,000円ないし4万3,000円程度、申立期間②については、7万6,000円以上は支給されていたと記憶しているので、記憶する給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「申立期間①当時は、春闘による賃上げが4月から行われていた。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和41年4月、同年5月及び同年6月の3か月を届出対象月とする同年7月1日付けの随時改定が、申立人を含む60人を対象として行われていることが確認できる。

しかし、A社は、昭和53年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る届出及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿において、上述の随時改定の3か月後で、申立期間の始期である昭和41年10月1日付け定時決定の対象者114人(申立人を含む。)の記録を見ると、申立人以外にも5人の標準報酬月額が上述の

随時改定よりも減額されていることが確認できる。さらに、当該5人のうち1人の同僚から提出のあった申立期間当時の給与明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録における同人の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、当該同僚に係る標準報酬月額の推移を、当該給与明細書及びオンライン記録により照査したところ、昭和41年4月の基本給昇給に伴い同年7月1日付けの随時改定で、従前の第11級から第13級に増額改定されているものの、同年10月1日付けの当該定時決定の届出対象月である同年5月、同年6月及び同年7月の時間外手当が減少していることから、定時決定においては第13級から第12級に減額決定されており、上述のとおり給与明細書及びオンライン記録は符合していることから、A社は適切に届出を行っていることが確認でき、申立人についても当該同僚と同様の事情であったものと推認できる。

申立期間②について、申立人はA社の幹部であったとしており、「当時会社は、会社更生法の適用を受けることとなるような状況であったため、昭和45年の春闘は中止したが、賃上げ回答額は社員平均8,000円で妥結したことを記憶している。」と陳述しているところ、前述の給与明細書を所持する同僚から提出された賃金台帳（写し）を見ると、当該同僚については、基本給は従前の4万8,500円から同年6月に8,000円昇給したことにより、5万6,500円となっていることが確認できる。

また、当該賃金台帳（写し）を所持する同僚については、当該賃上げに伴うものとうかがえる随時改定が昭和45年9月1日付けで行われており、標準報酬月額は従前の第18級から第20級に増額改定されていることが確認できる。

しかし、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間当時の全被保険者70人のうち、申立人を含む47人については当該昭和45年9月1日付けの随時改定が行われていない。

なお、上述の賃上げ回答額は社員平均8,000円で妥結したとの陳述が得られているものの、申立人に係る賃上げ額を確認できる資料は無く、また、随時改定は、固定的賃金の変動月以後継続した3か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき等に行われることとなっており、賃上げの結果、当該要件に該当しなかった場合には行われなるところ、申立人及び当時の社員は、「申立期間当時には、残業拒否という戦術でのストライキを行った記憶がある。」と陳述していることから、時間外手当の減額が賃上げ額を上回った結果、昭和45年10月の定時決定においては、標準報酬月額が減額決定された可能性も否定できない。

ところで、上述の申立期間当時の「残業拒否という戦術でのストライキ」について、同僚照会で回答を得た者は、「会社更生法申請後は、組合員は全員会社を守るという方針で会社に対しても協力する立場」であったことから、「必

ずしも従業員全員が随時（増額）改定の対象となったわけではないことがうかがえ、また、同人は自身の標準報酬月額については、申立人と同じく申立期間における定時決定で従前の8万円から7万6,000円に下がっているものの、不自然な点はないとしている。

さらに、上述の同僚提出の申立期間に係る給与明細書及び賃金台帳（写し）における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における同人の標準報酬月額と一致している上、申立人は、申立期間の給与支払明細書等の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、このほかに、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13105 (事案 9741 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 15 日から 46 年 2 月 1 日まで

前回の年金記録確認第三者委員会への申立てについては、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている年金記録について、記録の訂正が認められなかった。

しかし、今回、新たに同僚から、「脱退手当金を請求したが、年金記録の氏名に誤りがあったため受給できず、結局、脱退手当金の支給記録が取り消された。」旨連絡があったことから、請求したとする同僚の支給記録が取消しになり、請求していないとする私の申立てが認められないことに納得できないので、再調査して脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金を支給したことを示す「脱 B」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 46 年 6 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない、ii) 申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給決定報告書には、脱退手当金の支給額、被保険者期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、脱退手当金を請求したとする同僚の支給記録が取消しになり、請求していないとする自身の申立てが認められないことに、納得できないと主張している。

しかし、当該同僚に係る脱退手当金の支給及び支給取消しの記録は見当たらない上、当該同僚は、「私は、当時から脱退手当金制度を承知していたが、請求手続はしていない。」旨陳述していること等から、当該同僚からの連絡内容が申立人には正確に伝わらなかった状況がうかがえる。

なお、当該同僚のA社に係る年金記録については、前回の調査の過程で、氏名誤りにより未統合であることが判明したため、その旨を年金事務所に連絡していたところ、年金事務所では、連絡を受け当該同僚に当該記録の確認を行い、平成23年7月29日付けで記録の統合処理を行ったとしている。

このほか、当初の主張及び資料を再度検討しても、委員会の当初の判断を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 3 月 1 日まで

私は、A社を退職してすぐの昭和 48 年 4 月頃にB社に就職し、同社では、約 2 か月の試用期間が経過した同年 6 月頃に厚生年金保険に加入したと記憶しているので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、私は、当該会社に昭和 50 年 10 月頃に再就職し、その際には、試用期間は無くすぐに厚生年金保険に加入したと記憶しているので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 48 年 8 月 13 日からB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人提出のB社の職員就業規則では、新卒又はこれに準ずる者が入社した場合等には、3 か月間は試用員とする旨規定されていることが確認できる上、当時の同社では厚生年金保険被保険者資格の取得日を月の初日で届出していた状況がうかがえる。

また、申立人が自身とほぼ同時期に入社した記憶があるとしている同僚については、B社に係る雇用保険被保険者資格の取得日が昭和 48 年 9 月 1 日であり、厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立人と同日の同年 12 月 1 日と記録されていることが確認できるところ、当該同僚は、「申立人のことは記憶していないが、昭和 48 年 8 月のお盆過ぎにB社に就職した。厚生年金保険の加入が遅れた理由は、試用期間が 3 か月あったためであろう。」旨陳述している。

これらのことから、B社は、申立期間において、必ずしも全ての従業員を入

社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、B社は、平成16年10月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も所在不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、申立人は、「2回目の就職時には、試用期間は無く、すぐに厚生年金保険に加入した。」旨陳述しているところ、雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ昭和51年3月1日と記録されていることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間の被保険者記録が確認できる同僚の1人は、「申立人、その前任者及び前々任者等は記憶している。昭和50年5月頃にC県出身の前々任者が退職し、その補充に前任者が採用されたが、前任者もその翌年に退職することになったため、さらにその補充として申立人が採用された。」旨陳述しているところ、同被保険者名簿により確認できる申立人を含むそれら3人の被保険者期間の記録は、当該陳述内容に符合している。

さらに、申立人は、「前任者との引継期間は2か月ないし3か月程度あった。」と主張しているが、前述の申立人及びその前任者等を記憶している同僚は、「引継期間を数か月も設けると人件費の負担が大きくなるため、申立人とその前任者との引継期間についても、1か月程度であったと思う。」旨陳述している。

加えて、B社に係る前述の被保険者名簿により、申立期間の被保険者記録が確認できる別の同僚にも照会を行ったが、申立人が申立期間に勤務していたことをうかがわせる陳述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13107 (事案 10399 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月 15 日から 58 年 6 月 1 日まで
② 昭和 62 年 8 月 1 日から平成 2 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の一部(申立期間①)及びB社に勤務した期間(申立期間②)の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

今回、申立期間①について、新たにA社での上司及び同僚の名字を思い出した上、私が当該期間も同社に勤務していたことが分かる記事を提出する。また、申立期間②について、新たな資料等はないが、B社に勤務していたことは間違いない。私は、両社での給料から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されており、再度申立てを行うので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、昭和 60 年*月*日の記事の記載から、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが推認できるものの、i) 申立人が記憶する同僚二人のうち、照会に対する回答が得られた一人及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち回答があった二人は、いずれも「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できないこと、ii) 同社は、同年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、同社からも、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況を確認できないこと、iii) 雇用保険における申立人の被保険者資格の取得日は、厚生年金保険の加入記録における被保険者資格の取得日と同日の 58 年 6 月 1

日であることが確認できるところ、雇用保険の加入記録を確認できた同僚及び元従業員の被保険者資格の取得日も、申立人と同様に雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同日であることから、申立期間当時、同社では、厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていたことがうかがえる等として、また、申立期間②に係る申立てについては、申立期間当時の事業主及び同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことが認められるものの、i) 同社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いこと、ii) 元事業主は、「申立人を厚生年金保険に加入させておらず、保険料を控除していない。」と陳述していること、iii) 同社の元役員の一は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険に加入しておらず、自身は保険料を控除されていない。」と陳述していること、iv) オンライン記録によれば、元事業主の申立期間に係る国民年金保険料が納付済みであるほか、元役員の申立期間の一部期間に係る国民年金保険料が現年度納付済みである等として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、今回、申立人は、当該期間もA社に勤務していたことを示す資料として、昭和60年*月*日の記事を提出しているが、当該記事については、前回申立て時の申立人の陳述から、既に当委員会が入手済みであり、前述のとおり、申立人の申立期間における同社での勤務を推認しているところである。しかし、申立期間における勤務の推認及び当該記事の内容のみから、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、新たに上司及び同僚とする計5人の名字を挙げているところ、A社に係るオンライン記録において確認できる同一の名字の被保険者のうち、年齢等が申立人の記憶と符合する当該上司及び同僚の可能性のある者を抽出して照会したものの、唯一回答が得られた1人は、「申立人を知らない。」旨回答しているため、これらの者から、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社に係る商業登記簿から、申立期間当時の取締役であったことが確認できる8人のうち、所在が判明した6人に照会したところ、回答が得られた3人は、いずれも「A社では、試用期間があった。」旨回答している上、当該3人のうち2人は、「申立人が従事したとするC職は、試用期間の終了後に厚生年金保険に加入させた。」旨回答している。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿から、前回申立て時の照会対象者とは別の申立期間に被保険者記録が確認できる40人に照会したものの、回答が得られた7人全員が「申立人を知らない。」旨回答している上、当該7人のうちC職であったとする2人は、いずれも「A社では試用期間があり、自身も入社後すぐには厚生年金保険に加入していない。」旨回答している。

また、A社に係る前述の被保険者名簿から、昭和58年1月から同年6月ま

での期間中に被保険者資格を取得していることが確認できる6人(各月1人ずつを抽出)の雇用保険の加入記録を調査したところ、当該6人全員について、申立人及び前回の申立て時に雇用保険の加入記録を確認することができた8人と同様に、雇用保険の加入記録における被保険者資格の取得日と、厚生年金保険の加入記録における被保険者資格の取得日が同じ日であることが確認できる上、同社の取締役であった前述の3人は、「A社では、従業員を厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させた。」旨回答している。

さらに、A社の破産管財人であった弁護士事務所は、「A社の破産終結後20年が経過しており、同社に係る資料等は廃棄済みである。」旨回答しているほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除が確認できる資料を前述の記事に記載された機関に提出した旨陳述しているため、当該機関等に照会したものの、当該資料が残存している旨回答した機関は無い。

申立期間②について、今回、申立人からは、B社での給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる新たな資料等の提出は無い。

また、B社の申立期間当時の事業主に対し、再度照会したところ、当該元事業主は、「前回の照会時に回答したとおり、当社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないので、申立人を厚生年金保険に加入させていない。当社が従業員の給料から控除したのは、10パーセントの源泉徴収税のみであり、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料は控除していなかった。新聞等の求人募集では社会保険完備と記載していたが、面接時に社会保険に加入していない旨を説明した。」旨回答している。

さらに、申立人が名字を記憶し、所在が判明した同僚に対する再照会を行ったものの、当該同僚は、「B社での給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
年金事務所に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、夫が A 社 B 営業所 (現在は、A 社 C 営業所) に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。
夫の申立期間の給与額は 40 万円以上であったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てている。

また、A 社 B 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる申立人の子は、「申立期間に申立人である父と同じ職場で常昼勤務として勤務し、月に約 10 時間から 20 時間までの残業をしていた私の給与支給総額は 17 万円だった。3 交替制勤務であった父は、月に約 80 時間から 100 時間までの残業をしていたので、給与支給総額は 40 万円以上であった。」旨主張している (申立期間の標準報酬月額の最高等級は 32 万円)。

しかし、A 社 B 営業所に係る前述の被保険者名簿及び当該事業所に係るオンライン記録から、申立人と同時期の昭和 46 年 1 月から同年 12 月までの期間に被保険者資格を取得しており、申立期間も継続して被保険者記録が確認できる男性元従業員のうち、所在が判明した 38 人に照会したところ、回答が得られた 20 人のうち、申立人と同職種であったとする 5 人は、「3 交替制勤務者は、月当たりの残業時間は最大でも 30 時間から 40 時間ぐらいまでだった。また、

勤務形態を常昼勤務に変更した場合の残業時間も、最大で月 30 時間から 40 時間までぐらいであった。3 交替制勤務者が月に 80 時間ないし 100 時間も残業することはなかったし、申立期間当時の給与額が 40 万円以上になることはなかった。」旨陳述している。

また、照会への回答が得られた 20 人のうち、自身の給与額を覚えているとする 15 人（申立人と同職種であったとする前述の 5 人を含む。）は、「A社B営業所に勤務した期間の標準報酬月額、実際の給与支給額とほぼ一致しており、自身の標準報酬月額の記録に不審な点はない。」旨陳述している。

さらに、A社C営業所は、「申立期間当時の賃金台帳及び届出書類等の資料は残存しないものの、当社は、年金事務所の記録どおりの申立人の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出ており、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと考えられる。」旨回答しており、申立人と同職種であったとする者を含む二人が所持する給与明細書（申立期間の一部期間分を含む。）において確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

加えて、A社B営業所に係る前述の被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の訂正及び遡及減額等の不自然な処理が行われた事跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13109 (事案 9625 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 10 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

新たな資料等の提出はできないが、私は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、当該事業所から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない、ii) 申立期間に当該事業所において被保険者記録が有る元職員は一人のみであり、同人に照会を行ったものの回答が得られないため、同人からも申立人の勤務実態を確認できない、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない、iv) 申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、新たな資料等の提出は無かったが、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に当該事業所での被保険者記録が確認できる唯一の元職員であり、前回の申立て時の照会には回答が得られなかった女性から、「正確な勤務時期及び勤務期間は記憶していないが、申立人は、昭和 44 年頃に短期間だけ当該事業所に勤務していたと思う。」旨の陳述が得られた。また、申立人が申立期間より後に勤務したC社に照会したところ、申立期間当

時、申立人が同社（オンライン記録から、申立期間直後の昭和44年10月20日から45年3月28日までの期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる営業所）に採用される際に提出したとする履歴書（以下「申立人履歴書」という。）の提供を得ることができ、申立人履歴書には、申立人自身が記入したと推認できる「昭和44 4 A社（臨時）勤務」及びB営業所がC社の採用担当者による記入と推認できる旨回答している「44 8 退職 身元照会により記入」という記載が確認できることから、就職日及び退職日の特定はできないものの、申立人が、昭和44年4月から同年8月までの期間の一部において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の申立人履歴書の記載内容を踏まえ、今回、改めてA社に照会したものの、当該事業所は、「昭和44年当時の人事関係資料等は残存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。また、申立期間当時の当社がD組織及びE組織からの出向社員ではない勤務者の厚生年金保険の加入をどのように取り扱っていたかは不明である。」旨回答している。

また、申立期間当時のA社における出向社員の所在を確認できないほか、申立人は、「申立期間当時の上司は、当該事業所に出向していた社員であったが、既に死亡している。」旨陳述しているため、これらの者から、申立期間当時の事情を確認できない上、前述のとおり、当該事業所に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる者は一人の女性だけであり、当該女性は、「当該事業所での厚生年金保険の取扱い及び申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」旨陳述している。

さらに、申立期間にA社での厚生年金保険被保険者記録が唯一確認できる前述の女性及び当該事業所にG組織から出向していたとする女性は、いずれも「申立期間当時のA社では、D組織等からの出向社員ではない女性勤務者は、自分たち2人並びに短期間だけ勤務した記憶がある申立人及び別の女性の計4人であった記憶がある。」旨陳述しているところ、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間において、当該2人が記憶する申立人とは別の女性勤務者と同じ名字の者の被保険者記録も確認できないことから、申立期間当時の当該事業所では、必ずしも出向社員ではない勤務者全員を、厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

一方、前述の申立人履歴書には、申立人自身が記入したと推認できる「昭和44 9 G組織（臨時）勤務」及びC社の採用担当者が記入したと推認できる「44 10 退職 身元照会により記入」という記載が確認できる上、同社B営業所提出の申立人に係る勤務事項の証明資料から、昭和44年10月16日にC社が申立人に臨時社員を命ずる旨発令していることが確認できることから、就職日及び退職日の特定はできないものの、申立人は、同年9月から同年10月16日までの期間の一部においてG組織（現在は、H組織）に勤務していたことが推認で

きる。

しかし、H組織及び同組織の人事、身分の取扱い及び福利厚生等の事務を担当する総務課は、「申立期間当時の人事資料等は残存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は確認できない。」旨回答している上、G組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に当該事業所での被保険者期間が確認でき、所在が判明した13人に照会したものの、回答が得られた11人のうち、申立人を覚えているとする2人も、「申立人の厚生年金保険への加入状況及び保険料控除の状況は分からない。」旨陳述している。

また、前述の申立人履歴書には、「G組織（臨時）勤務」と記載されていることが確認できるところ、照会への回答が得られた前述の11人のうちの1人は、「申立期間当時は、アルバイト勤務者がおり、厚生年金保険には加入していなかった。私自身も、G組織でアルバイト勤務者であった期間には、厚生年金保険に未加入であった。」旨陳述している。

さらに、G組織に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 4 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、昭和 63 年 9 月にA社B営業所のC業務従事者として入社し、その後、同社D営業所及び同社E営業所に転勤したことがあるものの、同社B営業所勤務を最後に退社するまで正社員として継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所で申立人の同僚であったとする者が、「申立人は、平成2年ないし3年から5年頃までC業務従事者であり、5年ないし6年頃にはF業務を担当していた。」旨回答していることから判断すると、入社時期は特定できないものの、申立人が申立期間の一部においても同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成16年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に破産している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同社に係る商業登記簿において確認できる同社破産時の事業主は、「当社の経理資料、社員名簿、賃金台帳及びC職報酬台帳等の関連資料は破産管財人が保有しているため、当社での申立人のことは分からない。」旨回答しているほか、同社の破産管財人の弁護士事務所も、「A社の申立期間当時の資料は無い。」旨回答しているため、同社等から、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

また、A社本社の経理担当者であったとする者は、「A社のC職は非正規社

員であった。C職の社会保険の加入はあり得ない。」旨回答している上、同社に係るオンライン記録から、申立期間に被保険者記録が確認でき、所在が判明した34人に照会したところ、前述の同僚は、「私は、申立人と同職種のC業務従事者であり、管理職になるまで厚生年金保険には加入していなかった。入社時点でC業務従事者が厚生年金保険に加入しないことを理解していたし、未加入期間の保険料を控除されることもなかった。」旨回答しているほか、同社本社のH課に勤務していたとする者は、「A社の支店では、役職者以外のC業務従事者は正規社員ではないC職であり、社会保険には加入していなかった。」旨回答しているなど、照会への回答が得られた13人のうち、上記の2人を含む6人が、同社のC業務従事者は原則として厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

さらに、A社の社会保険業務の届出代行者であった社会保険労務士は、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」を保管しているところ、当該届出書において確認できる同社での申立人の被保険者資格の取得日は平成4年12月1日であり、オンライン記録と一致している。

加えて、雇用保険の加入記録から、A社での申立人の雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ日の平成4年12月1日であることが確認でき、前述の社会保険労務士は、「A社では、厚生年金保険及び雇用保険の加入手続を同時に行っていたと思う。また、同社の申立期間当時の事務担当者は、几帳面きちょうめんな性格で信用できる人物であったため、同社が厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者の給与から保険料を控除していたとは考え難い。」と陳述している。

また、オンライン記録から、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの期間について、申立人は、国民年金保険料の納付が免除されていること、及び当該免除の申請日は、申立期間中の3年5月31日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、申立期間に間違いなくA社に勤務しており、私と一緒に入社した同僚及び私の紹介で入社した私の弟は、申立期間中に厚生年金保険の加入記録が有るので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の取締役及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料を保管していない。」旨回答している上、申立期間当時の事業主、労務担当者及び申立人が一緒に入社したとする同僚は、いずれも既に死亡しているため、同社及びこれらの者から、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、前述のA社の取締役は、「申立期間当時、健康保険被保険者証が必要でない従業員は、厚生年金保険に加入させないので申し出るように説明していたと思う。」旨陳述しているところ、同社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認でき、所在が判明した35人に照会し17人から回答が得られたが、このうち自身の入社日を記憶している2人について、厚生年金保険被保険者資格の取得日をみると、入社日から約1年8か月後であることが確認できる上、当該2人のうちの1人は、「私は、入社して1年ぐらいは健康保険被保険者証を必要としなかったため、自ら申し出て厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述している。

さらに、申立人が記憶する同僚（申立人の弟を含む。）のうち、所在が判明した12人に照会したところ、回答が得られた10人のうちの1人は、「当時のA社では、従業員の入退社が多かったので試用期間があり、試用期間中の者は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料も控除されていなかったと思う。」旨陳述している上、別の1人は、「私は、昭和44年7月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは、入社後しばらくたってからだったことを記憶している。」旨陳述しており、A社に係る前述の被保険者名簿において確認できる当該同僚2人の被保険者資格の取得日は、いずれも自身の記憶する入社日から約6か月後であることが確認できることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、照会に対する回答が得られた申立人の弟を含む前述の27人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に関する具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 11 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 2 年 7 月 11 日に A 社（現在は、B 社）に C 業務従事者として入社し、同社 E 営業所で行われた研修を経て、同社 D 営業所に配属された。

しかし、年金事務所の記録では、私が A 社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係るオンライン記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ日の平成 2 年 8 月 1 日に資格を取得したことが確認できる同僚は、「私は、平成 2 年 7 月中に申立人と共に A 社 E 営業所において研修を受けた後、同年 8 月 1 日付けで正社員となり、申立人と同じ同社 D 営業所に配属された。」旨陳述していることから、雇用開始日は特定できないものの、申立人が同年 7 月中に同社での研修を受講していたことが推認できる。

しかし、A 社に係るオンライン記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ日の平成 2 年 8 月 1 日に資格を取得したことが確認できる複数の同僚は、「平成 2 年 7 月中の約 2 週間の研修期間を経た後、同月末の試験に合格し、正社員となってから健康保険被保険者証をもらった記憶がある。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、従業員が正社員となる前に研修期間があり、研修期間中の従業員は厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

また、B 社は、「申立期間当時の資料は残存していない。」旨回答しているため、同社から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

さらに、A社に係る商業登記簿に代表取締役として氏名が確認できる者の一人は、「研修期間中の給料から厚生年金保険料を控除することは考えられない。」旨陳述しているところ、同社に係るオンライン記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ日の平成2年8月1日に、被保険者資格を取得したことが確認でき、同年7月中には研修を受講していた旨陳述している同僚が提出した給与明細書を見ると、同年7月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。